

沿岸広域振興局長告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成29年7月11日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
浜町15号線	67.0	5.0～20.0	平成29年6月21日
浜町東前線	581.0	14.0～15.0	〃
大渡只越町1号線	100.0	10.0	〃
浜町1号線	199.0	10.0	〃
5-1号	54.0	5.0	〃
5-2号	47.0	5.0	〃
5-3号	36.0	5.0	〃
5-4号	85.0	5.0	〃
5-6号	85.0	5.0	〃
5-7号	85.0	5.0	〃
5-8号	67.0	5.0	〃
5-9号	41.0	5.0	〃
5-10号	58.0	5.0	〃
5-11号	92.0	5.0	〃
6-1号	92.0	6.0	〃
6-2号	85.0	6.0	〃
浜町3号線	69.0	9.0	〃
浜町4号線	59.0	8.0	〃
浜町5号線	188.0	9.0	〃
浜町7号線	60.0	6.0	〃
浜町8号線	57.0	5.0	〃
浜町10号線	54.0	9.0	〃
浜町12号線	36.0	5.0	〃
浜町13号線	24.0	4.0	〃
浜町不動沢線	86.0	4.0～6.0	〃
東前町2号線	207.0	6.0～9.0	〃
東前町3号線	61.0	6.0	〃
東前町4号線	79.0	6.0	〃
東前町5号線	178.0	9.0	〃
東前町8号線	79.0	6.0	〃
歩線5	30.0	4.0	〃
歩線6	5.0	4.0	〃
歩線7	18.0	6.0	〃
歩線8	15.0	4.0	〃
歩線9	55.0	4.0	〃

歩線10	15.0	4.0	〃
------	------	-----	---

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。